特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葉山町は、障害者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

葉山町長

公表日

令和2年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱	5事務
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	葉山町は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等の通所給付申請を受けて、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定する。また、支給決定に係る児童が、支給決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療・障害児入所医療を受けたときは、当該医療に要した費用について肢体不自由児通所医療費・障害児入所医療費を支給する。その他、児童通所支援の申請にあたっての障害児相談支援給付費の申請受付・支給、高額障害児通所給付費の支給等を行う。・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書により通知するとともに受給者証等を交付する。また、地域生活支援事業では、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が中心となり創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組みを行なう。 番号法の別表第二に基づいて、葉山町は、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	・障害者福祉システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・障害児童福祉ファイル・障害者福祉サービス・自立支援給付ファイル・特定障害者手当等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法 ・第9条第1項別表第一の8、12、47、84の項 ・第9条第2項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第8条第1号、第2号、第3号、第4号 ・第12条第1号、第2号、第3号 ・第38条第1号、第2号、第3号 ・第60条第1号、第2号、第3号 ・第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 3.葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年葉山町条例第20号) ・別表第1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) による地域生活支援事業の実施に関する事務 4.葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年葉山町規則第27号) 別表 地域生活支援事業の実施に関する事務
4. 情報提供ネットワークシステムに	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二

(別表第二における情報提供の根拠)

:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(15、26.56の2.87の項)

: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(57の項)

:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(15、116の項)

:第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)

: 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当に関する情報」が含まれる項(47、56の2の項)

: 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項(56の2の項)

(別表第二における情報照会の根拠)

:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9の項)

: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(10の項)

: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(11の項)

:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(15の項)

:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者 支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれ る項(20の項)

:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(67の項)

: 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(68の項)

:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(85の項)

: 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(108の項)

:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(109の項)

:第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(110の項)

·番号法第19条第14号

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第12号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年7月15日特定個人情報保護委員会規則第1号)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 福祉部福祉課 福祉部子ども育成課

②所属長の役職名 福祉課長 子ども育成課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135 講求先 電話:046-876-1111 ファクス:046-876-1717

②法令上の根拠

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135 葉山町福祉部福祉課・子ども育成課 電話:046-876-1111 ファクス:046-876-1717			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		 〈選択肢〉 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 				
		平成3	1年1月1日 時点			
		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		平成3	1年1月1日 時点			
		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価	i書の種類			
[基礎	項目評価書	1	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	なび重点項目評価書 なび全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	・機関については、それ	いぞれ重点項目評	F価書又は全項目評価書において、リ	スク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシステム	を通じた入手を	·除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分であん	ა]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分であん	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であっ	ა	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[十分であっ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた扱	是供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[十分であん	ა	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分であん	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	<u>১</u>
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	<u>გ</u>
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
8. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[]	内部監査 [] 外部	3監査
9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行って	[いる]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている 2) 十分に行っていな	っている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長		福祉課長 守屋 晃 子ども育成課長 行谷 修	福祉課長 中川 禎久 子ども育成課長 行谷 修	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
平成28年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	別紙のとおり	別紙のとおり	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
ステムによる情報連携 ILさい値判断項目		別紙のとおり	別紙のとおり	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
		平成27年1月1日時点	平成28年8月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
平成28年10月25日 I 関連情報 7. 特定個人情報の開示·訂 正·利用停止請求 請求先		〒240-0192 葉山町福祉部福祉課障害福祉係 メールアドレス 葉山町福祉部子ども育成課児童福祉係 メールアドレス 住所:神奈川県三浦郡葉山町堀内2135 電話:046-876-1111 ファクス:046-876-1717	〒240-0192 葉山町福祉部福祉課障害福祉係 削除 葉山町福祉部子ども育成課児童福祉係 削除 住所:神奈川県三浦郡葉山町堀内2135 電話:046-876-1111 ファクス:046-876-1717		その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
平成28年10月25日 取進情報 ・ 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先 (全所: 神奈川県三浦郡業し		葉山町福祉部福祉課障害福祉係 メールアドレス 葉山町福祉部子ども育成課児童福祉係	〒240-0192 葉山町福祉部福祉課障害福祉係 削除 葉山町福祉部子ども育成課児童福祉係 削除 住所: 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135 電話: 046-876-1111 ファクス: 046-876-1717	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
平成29年11月17日	成29年11月17日 1. 対象人数 いつの時点の計数か 平成28年8月1日時点		平成29年11月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
いつの時点の計数か I 関連情報 5.評価実施機関における担当 福祉課長り		平成28年8月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
		福祉課長 中川 禎久 子ども育成課長 行谷修	福祉課長 鹿島正 子ども育成課長 中川禎久	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
平成31年1月4日	Ⅳ リスク対策			事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。